



県 章

# 滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）  
6 月 22 日  
第 3106 号  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

### ○ 公 告

（仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事意見の公告（琵琶湖再生課） ..... 1

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告（自然環境保全課） ..... 3

鳥獣保護区指針案の公告（自然環境保全課） ..... 3

県営土地改良事業変更計画決定公告（耕地課） ..... 4

### ○ 公 安 委 員 会 規 則

※警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則（生活安全企画課） ..... 4

※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課） ..... 5

### ○ 公 安 委 員 会 告 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による行政処分に伴う聴聞の告示（生活環境課） ..... 6

### ○ 雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告 ..... 6

## 公 告

### （仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事意見の公告

滋賀県土地開発公社 理事長 嘉田由紀子より送付のあった（仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境保全の見地からの意見を平成21年6月15日に述べたので、同条第6項の規定により公告する。

平成21年6月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価実施計画書に係る環境の保全の見地からの意見は、次のとおりである。

（対象事業）

- 1 対象事業の内容のうち、導入業種、土地利用計画等が決定されておらず、熟度が低いものとなっている。このため、環境要素別および環境要因の区別に、環境影響が最も大きくなる案を対象として環境影響の予測評価を行うこととしているが、各案の設定についての考え方を明確にした上で予測評価することとし、その旨を準備書に記載すること。

なお、大気質の評価は評価項目により、大規模な工場が少数立地するよりも、小規模な工場が複数立地する方が、環境影響が大きくなる可能性もあるので、留意すること。

また、各案の設定については、実際に立地する工場が設定を超える規模とならないよう、十分検討すること。

（大気質）

- 2 ベンゼンは、主に車の排気ガスに含まれて大気中に排出され、また想定する導入業種の一つである化学工業においても大量に使用される可能性があることから、調査項目として予測評価し、その旨を準備書に記載すること。
- 3 事業区域の北側に名神高速道路、南側には大規模な工場や工業団地が存在しており、大気質のバックグラウンドデータに寄与する可能性があるため、その影響を評価できるよう、追加調査を検討し、その旨を準備書に記載すること。

（大気質、騒音および振動）

- 4 事業対象地への主要な進入経路である国道 477 号線およびこれに繋がる主要地方道上の 3 地点について、大気質、騒音および振動の沿道調査地点が設定されているが、進入経路およびその周辺の道路についても相当数の車両の増加が想定されることから、沿道調査地点を追加して交通量とともに予測評価し、その旨を準備書に記載すること。  
(騒音および振動)
- 5 騒音および振動に係る予測評価の方法および評価目的を明らかにし、その旨を準備書に記載すること。  
また、予測評価に際しては、周辺住民への影響について考慮すること。  
(悪臭)
- 6 事業区域の北側に牛舎、南側には大規模な工場や工業団地が存在しており、悪臭のバックグラウンドデータに寄与する可能性があるため、その影響を評価できるよう、追加調査等を検討し、その旨を準備書に記載すること。  
(水質)
- 7 立地する工場からの排水は、公共下水道への放流となっているが、下水の受入れ先等の状況を調査し、受入れの可否について予測評価することとし、準備書に記載すること。  
また、工場排水を公共下水道に放流する計画であっても、雨水排水は公共用水域に放流されるため、突発的に有害物質や油等が雨水経路から流出する等の事故の発生リスクが存在する。このため、雨水排水の緊急制御が行える構造とする等、誘致企業のリスク対策に配慮した雨水排水計画とすることを検討し、その旨を準備書に記載すること。  
(地下水)
- 8 造成後に設置される工作物、舗装および緑化の状態により、表層部分の保水力に影響を与えることから、地下水位を、工作物の存在および供用に係る検討項目に追加して予測評価し、その旨を準備書に記載すること。  
また、準備書においては、地下水の調査地点を明示すること。  
(動物)
- 9 事業による動物への影響を調査するためには、事業区域内のみならず、事業区域外においてもその状況を確認する必要があると考えられることから、事業区域外についても代表調査地点を設定すること。  
各調査地点の設定に際しては、植生図を作成する等して、対象とする動物の生息に適した場所を選定し、その根拠を準備書に記載すること。  
また、調査手法についても各調査手法の利点、欠点を十分考慮した上で実施し、調査の結果、希少生物が生息する可能性があるときには、追加の調査を行うこととし、その旨を準備書に記載すること。
- 10 事業区域内に、空洞のある防空壕跡が存在している場合は、その内部における生物調査を行い、その旨を準備書に記載すること。  
(植物)
- 11 残地森林の取扱いについて、コナラ等積極的に保存すべき植物相のある場所、水脈等に影響を及ぼす細かな起伏のある場所は、極力改変しないように配慮すること。このため、植生図の作成は、群落組成調査により確認された種組成によっても行う必要があるため、留意すること。
- 12 土地の改変に係る予測時期については、土地の造成工事が竣工した時期としているが、水辺の植物群落が残存する場合、工事竣工後の維持管理法によりその植生が変化する可能性がある。このため、維持管理の手法を検討し、工事竣工後の状況も含め予測評価し、その旨を準備書に記載すること。
- 13 施設用地の活用方法や、法面といった工場用地以外の部分については、元にある植生、地形等に配慮したものとするよう検討すること。また、その検討結果が維持されるよう、誘致企業に対して積極的に働きかけることとし、その旨を準備書に記載すること。  
(景観)
- 14 事業対象区域の東側にある集落（岡屋）の東側に調査地点を追加し、事業対象区域に設置される工作物の高さに応じた眺望を予測評価し、その旨を準備書に記載すること。  
また、岡屋の集落への景観、大気質等の環境影響を低減するための方法を検討しておくことが望ましい。
- 15 事業対象区域内の西側に三上・田上・信楽自然公園普通地が含まれることから、事業区域の西側に調査地点を追加して予測評価し、その旨を準備書に記載すること。  
(廃棄物)
- 16 事業区域の現況は大半が森林であり、過去に投棄された廃棄物が発見される可能性があるため、その状況を調査

し、廃棄物が発見された場合は、適切な対策をとることとし、その旨を準備書に記載すること。

（温室効果ガス）

- 17 事業が行われることによる温室効果ガス排出量の増加分を予測評価することに加えて、立地する工場が取り組むことにより、その増加分を軽減できる取組み・効果を検討すること。また、誘致企業に対して積極的に働きかけることとし、その旨を準備書に記載すること。

（文化財）

- 18 事業実施区域内に既知の埋蔵文化財（遺跡）があることが確認されており、この範囲の土地を改変する際は調査を行い、記録保存を行うこと。また、遺跡の活用方法についても検討することが望ましい。

なお、既知の遺跡がある範囲以外においても、工事中に文化財が発見された場合は、工事を中止し、適切な調査および対策をすることとし、その旨を準備書に記載すること。

（その他）

- 19 滋賀県の土地利用に関する計画等における本事業の位置づけ、事業自体の今後の展開、中長期的な見通し等を準備書に記載すること。

- 20 事業区域の近傍にある祖父川は、滋賀県中長期河川整備計画の T ランク河川(\*)として取り上げられており、今後、堤防点検が実施され、その対策工事が行われる可能性があるため、環境影響調査を実施するに当たって留意すること。

\* T ランク河川：河川の形態から、破堤による人命への被害の影響が大きい河川であり、現状把握や対策の検討、実施、予算確保等を進める河川

- 21 図 4-2-12(i)の特別区域図が現状のものとは整合していないので、準備書においては修正しておくこと。

#### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年6月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 日時 平成21年7月13日(月)10時から
- 2 場所 米原市春照490番地の1 米原市役所伊吹庁舎2階2-A会議室
- 3 案件 三島池鳥獣保護区の指定（区域拡大）について

#### 鳥獣保護区指針案の公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき鳥獣保護区の指定を予定しているため、同条第4項の規定に基づき公告し、当該鳥獣保護区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 名称 三島池鳥獣保護区
- 2 区域 米原市市場地先の県道間田長浜線と主要地方道山東一色線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み市道市場野一色線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道間田長浜線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道天満一色線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道365号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み市道春照清滝線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道大野木志賀谷長浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み東海道新幹線北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し主要地方道山東一色線との交点に至り、同所から更に東海道新幹線北側境界線を西進し県道大野木志賀谷長浜線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道北方吉線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道夫馬北方線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道朝日夫馬線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道間田長浜線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
- 3 面積 508ヘクタール
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成26年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針案
  - (1) 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的 当該区域は水鳥の飛来地として県内外に有名な三島池を中心として、カイツブリ、カワウ、ゴイサギ、コサギ、アオサギ、オシドリ、マガモ等の身近な鳥獣が生息している。このため、鳥獣保護思想の普及啓発

ならびに野生鳥獣の生息および繁殖の拠点として重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

7 縦覧期間 平成21年6月22日から平成21年7月10日まで

当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該鳥獣保護区に係る指針案についての意見書を提出することができる。

#### 県営土地改良事業変更計画決定公告

県営稲枝東地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年6月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 縦覧に供する書類 県営稲枝東地区土地改良事業変更計画書の写し  
2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市役所および愛荘町役場秦荘庁舎  
3 縦覧期間 平成21年6月22日から平成21年7月13日まで

この処分について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に文書で異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えについては、この処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ提起することができる。

#### 公 安 委 員 会 規 則

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月22日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

滋賀県公安委員会規則第6号

#### 警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則（昭和47年滋賀県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（携帯の禁止および制限）

**第2条** 警備業者および警備員は、警備業務を行うに当たり、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外の護身用具を携帯してはならない。

(1) 警戒棒（その形状が円棒であつて、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

(2) 警戒杖<sup>じょう</sup>（その形状が円棒であつて、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

(3) さすまた

(4) 非金属製の盾

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第3条中「警戒杖」を「警戒杖<sup>じょう</sup>」に改める。

第4条中「警戒杖」を「警戒杖<sup>じょう</sup>」に改め、同条第2号中「第1条第2項」を「第1条第2号」に改める。

第 5 条を削る。

付則の次に別表として次の 2 表を加える。

**別表第 1**（第 2 条関係）

警戒棒の制限

長 さ	重 量
30センチメートルを超え 40 センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え 50 センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え 60 センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え 70 センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え 80 センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え 90 センチメートル以下	460グラム以下

**別表第 2**（第 2 条関係）

警戒杖<sup>じょう</sup>の制限

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

**付 則**

- この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に警備業者および警備員の携帯の用に供されている警戒棒および警戒杖<sup>じょう</sup>（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 17 条第 2 項において準用する同法第 16 条第 2 項の規定による届出書の提出がされているものに限る。）のうち、この規則による改正後の警備業法第 17 条第 1 項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則第 2 条の規定に適合しないものについては、この規則の施行の日から 10 年間は、同条の規定にかかわらず、引き続き警備業者および警備員の携帯の用に供することができる。

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 22 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

滋賀県公安委員会規則第 7 号

**滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県道路交通法施行細則（昭和 53 年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号の表二輪または三輪の自転車の項を次のように改める。

二輪または三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>16 歳以上の運転者が幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）1 人を幼児用座席に乗車させる場合</li> <li>16 歳以上の運転者が幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置および 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造または装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に幼児 2 人を乗車させる場合</li> <li>16 歳以上の運転者が 4 歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（(2) に該当する場合を除く。）</li> <li>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 14 第 2 項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させる場合</li> <li>運転者以外の者のための乗車装置が設けられた三輪の自転車（2 以上の幼児用座席が設けられたものおよび 2 人以上で駆動するためのペダルその他の装置が設けられたものを除く。）に、その乗車装置に応じた人員を乗車させる場合</li> </ol>
-------------	---

第 14 条中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、もしくは操作し、または画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しないこと。

**付 則**

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

**公 安 委 員 会 告 示**

**滋賀県公安委員会告示第52号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第30条第1項の規定による行政処分について、同法第41条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成21年6月22日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

- 1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 有限会社京佐観光 代表取締役 福岡隆弘
- 2 聴聞の日時 平成21年7月6日(月)午前10時30分から
- 3 聴聞の場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部

**滋賀県公安委員会告示第53号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第34条第2項の規定による行政処分について、同法第41条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成21年6月22日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

- 1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 美濃部安弘
- 2 聴聞の日時 平成21年7月6日(月)午後1時30分から
- 3 聴聞の場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部

**雑 報**

**環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告**

一般国道421号石榑峠道路に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および東近江市長に送付しましたので、次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

平成21年6月22日

- 1 公告する事業者 国土交通省近畿地方整備局 局長 木下誠也
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 局長 木下誠也 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44号大阪合同庁舎1号館
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 一般国道421号石榑峠道路
  - (2) 種類 一般国道改築の事業
  - (3) 規模 2車線 延長4.5km
- 4 対象事業実施区域 三重県いなべ市大安町石榑南から東近江市黄田まで
- 5 事後調査の実施期間 平成19年12月から平成21年3月まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
 

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室（大津市京町四丁目1-1）

滋賀県東近江環境・総合事務所環境課（東近江市八日市緑町7-23）

東近江市永源寺支所（東近江市山上町1303）

国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所調査課（大津市竜が丘4-5）
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 平成21年6月22日から平成21年7月22日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問い合わせ先 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所調査課 電話 077-523-1816 担当 桑田、中治